

千葉県子ども・若者基本条例（案）の概要

1 全体の構成

項目	内容
前文	<ul style="list-style-type: none">・ 条例を制定した趣旨、理念、目的などを強調して述べた文章です。・ 各条文を理解するための前提となる考え方が書かれています。
第1章 総則	<ul style="list-style-type: none">・ 目的や定義、基本理念など、条例全体に共通する項目が書かれています。
第2章 子どもや若者の 権利の保障	<ul style="list-style-type: none">・ 子どもには様々な権利があり、様々な場面において子どもの権利が保障されることや、権利が侵害された場合の相談や救済に関する事項が書かれています。・ 若者の権利の保障についても書かれています。
第3章 子どもや若者の 意見の表明及び 反映並びに社会 参画	<ul style="list-style-type: none">・ 全ての子どもや若者は日常の生活の中で、自分の意見、考え、願いを自分なりの方法で表明できることや、真摯に受けとめられること等が書かれています。・ 子どもや若者の意見の形成、表明、反映の支援や社会参画の促進のための取組みについて書かれています。
第4章 子どもや若者に 関する施策の推 進	<ul style="list-style-type: none">・ 子どもや若者に対して行う支援や、子どもや若者の社会参画を進めるために環境の整備を行うことなどに関する市の方針が書かれています。・ 子どもや若者に関する取組みを行うために、市が子どもや若者を含む市民などから意見を聴き、計画を作ることや、計画のとおりを取組みが行われているかを確認するために、子どもや若者の意見を取り入れる仕組みを作ることなどが書かれています。
第5章 委任	<ul style="list-style-type: none">・ 条例の施行に関し必要な事項について、別に規定を設けることが書かれています。

2 条例制定の趣旨

全ての子どもや若者は、大人と同じように基本的人権があるほか、自分らしく健やかに成長・自立し、幸せな生活を送るための様々な権利を持っています。

しかし、現実には、子どもが大人から傷つけられることや、子ども同士でもいじめが起きることがあります。子どもの権利が守られるためには、子どもも大人も、子どもの権利のことをよく理解し、大切にしなければなりません。

また、子どもは成長している途中なので、時には周りの人が支援をする必要があります。若者も、子どもの頃の環境の影響や、社会的な経験が少ないことが原因で、問題を抱えてしまうことがあるので、支援が必要です。このほか、子どもや若者が社会の一員として意見を

届け、社会も積極的に意見を取り入れる「社会参画」も大切です。

千葉市では、日本国憲法や児童の権利に関する条約を参考に制定されたこども基本法を踏まえて、全てのこどもや若者が自分らしく生き生きと健やかに成長し自立できる社会を、全てのこどもや若者、大人と一緒に作っていくために、条例を制定することとしました。

3 条例の目的

全てのこどもや若者の権利が保障され、大人になってからも、個人として尊重され、自己実現を図ることができる社会を目指します。

【条例の目的（イメージ）】

- ・社会全体でこどもや若者を育むという意識を高める
- ・市役所の様々な組織が協力して取組みを進める



- ①こどもや若者の権利が保障される
- ②こどもや若者が自分らしく健やかに成長し自立できる
- ③こどもや若者が社会に参画できる環境が整備される



- 大人として将来にわたって、
- ・一人一人が尊重される
 - ・自己実現を図ることができる

4 この条例における「こども」「若者」

こども家庭庁が発行しているリーフレットには「こども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としています。」と書かれています。

この条例でも、こども基本法の考えに基づいて対象となる「こども」を定義していますが、年齢の幅が広く、様々な生活を送る「若者」についても支援が必要となる場面があることから、条例の対象にしています。

【「こども」「若者」の定義】

【こども】 千葉市に在住、在勤、在学あるいは千葉市に所在するこどもに関わる施設を利用又は、団体に所属し、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期等の各段階に限らず、心身の発達の過程にある概ね20歳代までの者

【若者】 千葉市に在住、在勤又は在学あるいは千葉市に所在する若者に関わる施設を利用又は、団体に所属し、思春期及び青年期等にある概ね30歳代までの者

5 こどもや若者の権利の保障

全てのこどもは等しく、大人と同様に、独立した人格を持つ一人の人間として、自分らしく健やかに成長するための権利が保障されています。

この条例では、こどもの権利について、児童の権利に関する条約、こども基本法、児童憲章等の内容をもとに 5 種類に分類し、他者の権利を侵害しない範囲で尊重されることを規定しています。

また、こどもに対する虐待等の根絶に向けた取組みを規定するとともに、こどもが日常生活を送る家庭、こどもに関わる施設・団体、地域における権利の保障についても定めています。

その他、若者については、こどもとは異なる特性を持つことから、別に、権利の保障や相談・支援、若者の支援に関する社会全体の理解の促進について定めています。

【千葉市こども・若者基本条例（案）におけるこどもの権利】

No.	権利の内容
01	(安心して生きる権利) 愛情と理解をもって育まれること／虐待等によって心身を傷つけられないこと ／安全で健やかに成長できる環境において生活ができること 等
02	(自分らしく心豊かに育つ権利) 自分の考えや気持ち、願いを自分なりの方法で表明できること／自分らしさが認められ、個性を尊重されること／安心できる環境で休み、心身を癒すこと／こどもの権利について知ること 等
03	(自分を守り、守られる権利) 権利の侵害に対して拒否できること／辛いことや嫌なことに対して素直な気持ちを表明でき、助けを求められること／不平等な扱いや理不尽な扱いを受けないこと ／困ったときに気軽に相談し、適切な支援を受けられること 等
04	(自分に関することを自分で決める権利) 自分に関することを決めるときに、適切な支援及び助言が受けられること／自分に関することを決めるために、必要な情報が得られること／自分の意思に反することを、合理的な理由がなく、強制されないこと 等
05	(社会に参画する権利) 社会のことに対して自分の意見を日常的に表明し、社会に参画する機会が確保されること／表明した意見が尊重されること 等

〈こどもの権利の侵害に関する相談及び救済について〉

全国的に児童虐待等、こどもの権利を侵害する事例が後を絶たず、時には命を落とす事件も発生していることから、この条例では、こども等の相談を受け、迅速に救済し、権利の回復を行う、救済委員の設置に関する規定を設けることとしました。

救済委員は、権利の侵害を受けたこどもの救済等のために、中立的な立場から調査等がで

きることを規定しています。

6 こどもや若者の意見の表明及び反映並びに社会参画

こどもや若者の意見を取り入れた社会を実現するため、市をはじめ、こどもや若者に関わる施設・団体は、こどもや若者の意見を聴く機会を設け、その意見をできるだけ反映するよう努めることを規定しています。また、こどもや若者の社会参画を進めるため、周知啓発や関係団体への支援についても規定しています。

7 こどもや若者に関する施策の推進

条例を踏まえ、こどもや若者に関する施策を推進するための市の方針を示すとともに、こども基本法の規定に基づく市町村こども計画を策定することを規定しています。計画の推進にあたっては、附属機関の審議に付すほか、当事者であるこどもや若者からも意見を聴くことを規定しています。

【市の方針】

- ・こどもや若者の個性、発達及び理解の程度に応じた意見表明や様々な活動に必要な支援に努める。
- ・こどもや若者が、多様な価値観が認められ、尊重されるとともに、社会の一員として自覚や責任を持ち、円滑に社会生活を営むための切れ目のない支援に努める。
- ・こどもを養育する者の不安や負担を解消するための支援に努める。
- ・こどもや若者が地域において豊かな人間関係を築き、安全・安心に過ごすことができる居場所を確保するための支援に努める。
- ・こどもや若者が意見を表明し、社会に参画するための環境の整備に努める。

条例案の作成にあたり、千葉市こども基本条例検討委員会及びこどもや若者を含む市民等の皆様の意見を参考としています。下記にて公開していますので、ご覧ください。

https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kikaku/kodomokihonjyourei_s_hoka.html

